

石炭対策特別委員会議録 第十五号

昭和三十三年五月十七日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 上林山榮吉君

理事有田 喜一君 理事岡本 茂君

理事神田 博君 理事始關 伊平君

理事中川 俊思君 理事多賀谷眞稔君

理事中村 重光君

有馬 英治君 木村 守江君

中村 幸八君 井出 以誠君

滝井 義高君 松井 政吉君

出席國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

出席政府委員

厚生 技官 五十嵐義明君

(環境衛生局長)

通商産業事務官 中野 正一君

(石炭局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 船後 正道君

(主計官)

大蔵事務官 山代 一正君

(主計官)

農林事務官 大河原太一郎君

(農地局長)

農地局長 矢野俊比古君

(石炭局長)

自治事務官 立田 清士君

(財政局理財課)

本日の会議に付した案件

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案

(内閣提出第九四号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第二二〇号)

○上林山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案及び臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案を議題として、前部に引き続き質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 まず、具体的な問題から質問をしていきたいと思ひます。大臣が見えたら、基本的問題を質問したいと思ひます。

そこで昨年の三月に答申をされました石炭鉱害対策審議会の答申の中で、鉱害家屋自体の復旧費を国庫補助の対象とするよう検討する必要がある、という回答がなされておるわけです。この問題はいわゆる住宅問題ですから、社会的問題としては一番大きい問題ではないか、こういうふうに思ひます。そこで、さらに沿革をいたしたとしても、農地、土木の復旧というものは、十分ではありませんけれども、家屋に比べれば比較的前進をおるわけですから、そこが家屋の復旧はなかなか前進をしていない、こういう面があるわけですが、これは特別鉱害復旧においては家屋自体が補助の対象になりましたけれども、臨時法においては補助の対象にならなかつた。そこで当時の商工委員会の諸君が非常に骨を折られて、いわば地盤等復旧費という形で、宅地が下がつておるのを復旧するこの費用、並びにその復旧に伴う家屋補修という面を補助の対象にする、こういうこと

に経過したわけですね。ところが、この家屋自体の復旧はなかなか困難である。最近ではまた、必ずしも地盤の沈下だけでなく、家屋の傾斜といふものがだんだんウェットが多くなつてきた。というのは、復旧する側においても、地盤の沈下をして、そうしていわば補助金の対象の多い家屋から復旧がスムーズに行なわれた、こういう経緯もあるでしょうけれども、その家屋、地盤全体のうち、補助対象になる部分のウェットといふものは漸次少なくなつていつておるはずである、かやうに考へておるわけですね。一体現在家屋、地盤全体の復旧のうちで補助の対象になつておるものはどのくらいになつておるか、これは法が改正になつて以来どういふような変化を示しておるか、お示し願ひたい。

○矢野説明員 ただいま御質問がございましたように、鉱害対策審議会の答申におきましては、民生安定の見地から、家屋自体の復旧費も補助対象にすることを検討しようといふことが出ております。これによりまして、私どもといたしましてはその点は検討をいたしたわけでございまして、まず第一に、家屋自体の復旧に補助をするという点になりますと、いわば災害復旧の場合とのバランスという問題が非常にあるわけでありまして、それで私どもも、鉱害を受けた被害者が無辜の民であるといふことで、極力補助対象の拡大といふ問題には真剣に取り組んでおりますけれども、災害の場合でも、こ

れまた災害を受けた被害者は無辜の民でございまして、その意味でこれは鉱害なるがゆえにという形からはなかなか説明が通りにくいのではないかと。したがって、全体を含めたそういう考へ方を検討した上でなければ、なかなか結論が出ないという結果になりまして、今度の法案改正につきましてはこれを入れておりました。

なお、特鉱法におきます場合には、これは補助の対象になるということでございますが、特鉱法は、御承知のように、炭鉱からトン当たり鉱害の關係部分について二十円、それから非關係部分については、鉱業権者が同一でありました場合はトン当たり十円というものをとりまして、この特別会計の中に国庫補助、地方補助を含めましてとりまして、家屋等のいわゆる私有財産につきましては、もちろんこれによつて復旧したわけでありまけれども、財源といたしましては、トン当たり炭鉱から徴収したわけでありまけれども、このほうで臨時法におきます納付金に当たるもので復旧したという形でございます。これに国庫補助、地方補助といふ形はついておりません。したがって、特鉱法自体でも補助の対象にはならなかつたわけでございます。

それから家屋のいわゆる臨時ベースとそれ以外の補修費といふことでございしますが、確かにございまして、そういういわば傾斜直し部分といふものがございまして、家屋の臨時対象になります場合に、いわゆる地盤復旧が

大体七〇ないし八〇％くらい、補修費が三〇ないし二〇％くらいということになる。単なる家屋傾斜直しというのは自己復旧ないし金銭賠償ということになります。昨日も申し上げましたように、全体の面から見ますと、現状におきましては全体の企業の賠償費負担の中の臨時復旧期待が全体の六〇％、今後閉山が進むに従ひまして八〇％くらいまで臨時に期待したい、一時賠償につきましてそういう希望が出ておる。その点でございますから相当にその点で家屋の部分といふものがあると思ひますが、二十七年以来の数字をよく整理をして出せというお話でございまして、いま家屋の傾斜直し部分の全体の実績をつかまえておられますので、この比較は非常にむづかしいと思ひます。なおたつて御希望でございます。後刻また資料を整備して出すといふことには思ひます。が、相当傾斜直し部分が出ています。このことは言えるだらうと思ひます。十分な説明でございますが、以上でございます。

○多賀谷委員 この一つ一つの被害対象の復旧について、この前も田代主計官から沿革があるという御説明がありました。確かに沿革があることは事実です。ことに被害物件について一つ一つ考へ方を異にして補助金を出しておるわけですね。しかし、いまはそういう段階を過ぎておると私は思ふのです。たとえば、要するに現在炭鉱の経理補助の形で近代化資金が無利子で出

されておる、これはいかに政府といえども、一般会計からの国の税金あるいは財政投融資になれば当然金利がつくわけですから、無利子というのはある部分補助しているということがいえる。そういう状態ですから、やはり石炭企業全体として一人歩きはできないという形、しかも被害者は、先ほどおっしゃいますように全く無事の民です。これを何とか救うためには、家は当然補助対象にしてやるべきじゃないか。農地の復旧は食糧増産の意味から、あるいは道路その他の土木事業の復旧は公共事業のため、こういうふうの一つ一つの格づけをする必要は、いまの段階ではないのじゃないかと思う。ですから、むしろ家屋自体の復旧というものを考えてやらないと、いろいろ問題が起こる。

ことに、局長にお聞きしたいのですが、実例としてこういう例がある。それは打ち切り賠償をする場合に、復旧費を一応算定をして、復旧費から補助額を引いておるわけです。復旧費から補助額を引いた金額を打ち切り賠償の金額にしておる。それは業者からいふならば、その出す金が復旧の場合と打ち切り賠償の場合と違うというものでしょう。しかし被害者の立場からいふならば、打ち切り賠償の場合には補助金分だけを差し引かれるという理論は成り立たぬ。それでは被害者自身が復旧しようと思えば、復旧できないわけですから、これを一体どういうふうに考えておられるか、ひとつお聞かせを願いたい。

○中野政府委員 いま多賀谷先生の御指摘になったような事実があるかと思

いますが、打ち切り賠償の場合も結局被害者と鉱業権者のほうの話合いで、そういうふうになるわけでありまして、鉱業権者の方からいえば、自分の負担する額は、打ち切り賠償の場合と臨鉱ベースの復旧事業でやる場合と出す金は同じではないか、これも一つの考え方ではないかと思いますが、かりにそういう考え方ですと、業者の負担するものを負担できるということ、打ち切り賠償をするという事態であれば、逆にこれを復旧ベースの方に戻して、それだけ業者が負担できるわけですから、それで国庫補助をもらって臨鉱ベースで復旧させるというほうが筋が通るのではないかと思います。が、そういうふうにはひとつ両方で話し合いをさせて復旧事業のベースに乗せていくというふうにしたほうが妥当ではないかと考えます。

○多賀谷委員 私は、どの業者もそういう考え方を持っておるとは言わないわけですが、たまたまそういう例がある。そこでものの考え方として、理論としてどうなんですか。理論としては、打ち切り賠償をやる場合の算定基礎を一応復旧費に置くとするならば、補助金を差し引くというのはいかかろう。補助金を出すことによつて、その補助金の限度において鉱業権者は責任を免れるわけではないわけでしょう。どうです。

○中野政府委員 個々の問題としてはいろいろなケースがあるかと思いますが、通産省の立場からいって、臨鉱法が国土の復旧あるいは民生の安定という観点から、鉱害を受けた物件についてできるだけ原状に回復するというたてまえをとっておるわけでございます

から、そういう復旧ができるように、われわれとしてはやはり指導する。業者のほうからいって、それだけの打ち切り賠償によって、補助金を引いたものが負担できるということでありまして、それだけ納付金をしてもらいまして、それに国の補助、地方公共団体の補助等をつけて、そうして農地の復旧なり何なりをやらせるというふうな持っていきたいと考えております。

○多賀谷委員 政策は別として、理論を聞いておるわけです。と申しますのは、現実の処理としてはそうスムーズにいかない場合が幾らでもあるのです。たとえば家が建つた家、もうすでに地盤の沈下した後に建つた家ですから、これは復旧を鉱業権者に言う道義上のものを持たない。ですから黙っておる。ところが先に建つた家は、どうしても上げなければならぬ。上げるためには、あとから建つた家を上げなければならぬ。そうすると、ものすく金がかかるのです。そこで業者のほうもそれは困るというわけです。両方の負担をしないのです。ですから結局、話し合つて打ち切り賠償をしようじゃないかという話になるのです。私の聞いておるのは、そう単純な話ではない。だれでも補助金をもらつて復旧する方がいいのは事実です。ところが打ち切り賠償をする場合に、補助金対象金額を引いておるわけです。これは話し合ひで引いておるのじゃないのです。あつせん員の出したあつせんが、そういう案が出ておる。仲介人のあつせんという案が出ておる。ですから一体通産省はそういう指導をしたことがあるかどうか聞いておるのです。

○矢野説明員 いまのような、ある地区が、一つの家の地盤復旧をしなればならぬ、ところが前は打ち切りで、結局そこは一応打ち切るといふ、これは打ち切り賠償ですが、その裏に補償要求をしないという契約ができているのであります。したがつて、そういうところから鉱業権者への要求ができない。私もとしてはこの復旧というベースについての考え方は、やはり法律の上で計画的に復旧するということが考えられております。特に今度の法律改正の提案でも、むしろ鉱害の場合に極力総合的な復旧ができるようにしたいということを考えております。

したがつて、いま御指摘のような場合に、私どもの措置といたしますれば、そういうものの地盤復旧をむしろ地方では、被害者と鉱業権者同意の上で出てくればこれをやるし、それに伴つて片一方もまた上げなければならぬという点があります。その点については打ち切り賠償で出た金を、むしろ受益者負担といひますか、その同額をそちらから出してもらえば、これに補助金をつけて総合復旧という形が私どもとしては可能だと思ひます。私どもは従来から、復旧事業団が設立されている地域については、極力復旧可能物件は復旧で賠償がいくようにということ、これを三十四年、合理化事業団の賠償方式でございましたが、こういうようなものができる際にも通牒を出してございまして、そういう指導をいたしておるわけでございます。

○多賀谷委員 それじゃ理論的に聞いてみたいと思ひますが、この補助金というのは、その限度において鉱業権者

が被害の責任を免れるわけじゃないでしょう。まずそれをお聞きしたい。

○矢野説明員 この点につきましては、考え方、農地につきましては、現在納付金という制度にたてまえがなつております。いわゆる納付金は鉱業権者の金銭賠償の限度額という立て方でありまして、農地についてはその納付金を出しまして、これにさらに国土保全、民生安定という地域的、社会的あるいは国家的な面から一つの国の力を及ぼさなければならぬというふうな形で補助金がつくようなことになつております。したがつて、農地につきましては六五、三五というの、これは予算的な補助率でございますが、法律の立て方は、いま申し上げましたような三五の納付金相当額というものが賠償限度額という扱いでございます。その点から類推をいたしますれば、家屋につきましてはそういう議論はできるわけでございます。ただ法律論的には、家屋には明らかにそういうことを書いてございせん。したがつてその辺はいわゆる家屋に相当する賠償限度額の納付金というものを、出して、それが限度額かどうかという点は議論があるかと思ひますが、法律のたてまえとしては、そういうのを一応の限度額という形で考えておるということとあります。

○多賀谷委員 それは認識が違つてす。それは農地の場合は土地の価格というものと復旧費というものにあまりに差があるから、そういう問題が起る。そうでしょう。土地そのものの価値というものは、大体相場がきまるわけですよ。ところがそれを國の政策によつて復旧をするから、反当りの普

通常金銭賠償として、効用回復の面から見て、復旧をするというのは、原状回復は大体金銭賠償と家屋の場合是一致しておるのですよ。それは特殊な、老朽の国宝とか何かの家屋が沈下した場合にもとどおりに直せというような特殊な場合は別でしょうけれども、普通の住宅の場合はそういう問題は起こらない。ですから金銭賠償の限度額は、復旧の限度額と家屋の場合は大体一致しておるのですよ。私が言っておるのも、それが一致しておるケースなんです。特殊な場合だけです。それは、準国宝とか国宝とか、あるいは絶対にもとどおりに直さなければ困るんだというような場合には別として、普通のうち、人の住む住宅というのは、そういうケースはないのです。ですから家屋の価値というものは、復旧費をあまり使わないのです。大体そういう観念できておる。ですからそういう場合において、国が補助金を出すからその限度において責任を免れるなんということは考えられない。そういう法律のたまえになつていないんですよ。それは農地の場合には原状回復か金銭賠償かということがある、それは金銭賠償の範囲内ということで補助金が出た、必ずしも補助金と納付金額とがびしっと金銭賠償の範囲内かどうかという点についても、私は異論がある。ところが家屋の場合は、私はそういう理論はどこからも出てこないと思うんです。また、それが類推できないでしょう。

○**矢野説明員** その点法律的に申しますと、農地の立て方は違っておりまして、これで当然に賠償の責任が完全になくなったという形にはならないと思います。したがって、補助金の分を引いて云々ということですが、これは先ほど局長から申し上げましたように、そういう分が鉅業権者負担で出させるならばむしろ復旧に、いまおっしゃる、適するものであれば、納付金に相当する打ち切り賠償即納付金になっておるわけです。これを出してもらって復旧を進めるというように、私どもとしては指導しておるつもりでございますが、それで打ち切り賠償で全く済んだ、いわゆる納付金に相当する額がもう金銭賠償限度額で完全に消滅したかという点になりますと、これは法律論的には必ずしもそういうふうにはならないと思います。

○**多賀谷委員** 事実問題として復旧でできないのですよ。というのは、被害者のほうは復旧してくれと言う、加害者のほうは復旧できないと言う。できないというのには、家屋の建て方が入り組んでおって、いま問題になっておる家を上げれば、隣の家も上げなければならぬと、こうくる。隣の家について、いわゆる鉅業権者のほうは被害者の責任を感じないと言っているのです。

ケースとして、被害者のほうが任意的なものとして、選択権として自分では打ち切り賠償がいいのだと言っているケースじゃないのです。ですから、私はそ

○中野政府委員 多賀谷先生の主張される趣旨は私もよく了解できると思いますが、個々の具体的なケースにつきましてもう少しよく調査もし、研究もいたしたいと思います。それからさらに仲介人のあつせん案を出すときにそういうふうなベースでいっておるといふお話を聞きましたが、これは敍責課長も実はそういうケースについていまままでタッチしたことがないようなんで、私も具体的ケースを知りませんが、その点についてもどういう算定基準でやっておるのかよく調査をして、さらに研究してみたいと思います。

○多賀谷委員 私は個々の問題を取り上げてあなたに聞こうとは思わないわけです。まずこれは理論的にどうなるか、それから理論的な問題として一体どういうように考えられるか。法律をつくったときの理論はわかっておるわ

○中野政府委員 いま多賀谷先生がおっしゃいますように、家屋なりが被害を受けたという場合に、それは当然被害を与えた鉱業権者が復旧するというのがたてまえになっておるわけですね。その点をあくまで追及することによって、やはり全部復旧するということになって、やはり法なり何なりのたてまえになっておるわけです。ただ地盤復旧を伴う場合は、国が一部補助を出すということになっておるわけです。だから理屈とか理論とかいうことになるならばそうなんですが、ただ私が心配するのは、いまも言ったように、実際にいままでそういうことで具体的にいろいろなケースが処理されてきておるわけです。それをまた通産省がどういうふうな基準で指導しておるのか、そういう点をよく調べないで、軽々にここでどうするなと言っていて、それがまたいままでいろいろ鉱害処理をしてきた実例に照らしてえらい変なことになっててもかえって御迷惑をかける、それでよく調査をして研究する、こう申し上げたわけであります。

○多賀谷委員 具体的な問題はもうちゃんと片づきました。そうしてあつて、その事件だけです。ですからそれは、あつてを拒否して具体的な問題は片づいた。しかし理論的には私は率直に言って、どうもすっきりしなかった。われわれが一生懸命骨を折って地盤沈下の復旧費を出す法律をつくった、鉱業権者が復旧もしないで責任を免れたんという、そういう法律構成をしていないのですよ、われわれの討議の場

○矢野説明員 今の点ではっきり申し上げますが、多賀谷さんおっしゃいますように、少なくとも復旧というものが全部、鉦業権者としては適正公正な賠償をしなければならぬということになっておるわけですから、その点家屋の復旧というものについても、鉦業権者としてはその復旧費全体を賠償限度にすべきである、そうなるべきだということとは理論的にはっきりできるわけです。ただ、打ち切り賠償の場合には、当事者相対の話合いになります。したがって、その契約がそういうことで両当事者が合意されて、そこで賠償請求権を被害者側が放棄しますということになりますと、これはいわゆる当事者の民法上の契約というベースで、そこで限度がきまるといふこ

て、各方面への発展の基礎を築いたという点は、私もまことに同感でございます。ただ先生の言われた、その關係から現在石炭企業そのものが非常に疲弊して、資力がなくなっている、片方では膨大な鉅害というものを及ぼしている、だから石炭産業へ補助金を出すというところに踏み切るべきではないか、それによつて問題を解決すべきではないかというお考えに對しては、私ははたわかに賛成をしかねるものでござ

います。そう簡単に石炭産業そのものに補助金を出して維持させるといふような政策を現在とるべきではない、これは有沢石炭調査団の一貫した思想でございませう。あくまで自力で立ち直れ、しかし立ち直るに際して、政府が融資ベースなり何なりでこれを援助する、あるいは鉱業権を過去において買い上げる、あるいは消滅する場合にその鉱区に対してある一定の基準をもって交付金を出してやる、こういうような考え方はございませうが、それ以上、たとえば石炭産業が非常に困っているから、もしも赤字が続けば、その赤字を国で見てやる、あるいは被害をよそに及ぼしているから、それに対して国がその償いをするべきであるという考え方は、有沢調査団以来とていないというふうに私は考えております。

○上林山委員長 参議院の本会議で質問者の占部秀男議員が卒倒して、移動が困難であったので、本会議を中止しておったのですが、いまさっき本会議が始まったから、やがて大臣が見える、こういうことですから、そのつもりで質問を継続願います。

○多賀谷委員 私は石炭鉱業自体に補助金を出すというのを——それは言ったかもしれないが、真意は鉱害というに限定しておる。それは何も石炭鉱業に補助金を出して、私企業の維持をやれというのを言っておるのではない。要するに鉱害については、そういう面があるのではないか、こう言っておる。それは三井でも三菱でも、償却率というものは非常に厳格にしたのです。そこで持株整理委員会が、御存じのように、三井、三菱、住友等の

財閥を解体するときに膨大な資料を發表したのであるが、それを見ると、三井鉱山の場合は昭和四年までは、償却率は二割台にとどめた。そして出資と有価証券をほとんどやらした。そして出資及び有価証券は固定資産の五七割に達しているのです。そして明治から大正にかけては申すに及ばず、昭和六年から昭和十一年ぐらいいまでも、三井鉱山は、三井物産その他全三井財閥系統の会社全体の純利益のうちで約二九・五割を占めていたのです。これはほとんど配当としてとられるわけです。配当は、当時は三井合名しか株を持っていないのですから、全部三井合名に入ってくることになるのです。三菱だつて同じです。やはり昭和六年から十一年までに、三菱合資すなわちオール三菱の益金のうちで、三菱鉱業が出してある益金は二八・八割なんです。

ですから結局日本の資本主義は、産炭地ことに筑豊、粕屋炭田あるいは佐賀炭田を足場にすいぶんもうけて、会社をつくつた。そうして残ったのはボタ山と鉱害で、一番困つたのは鉱害の被害者だというわけです。ですから私は、もう少し考え方があるんじゃないかと思ふのです。鉱害については、私は全部政府が持つて言うのじゃないのですよ。やはり納付金を炭鉱から持つて推進をしないと、ちつともやれないんじゃないかと思ふ。もうあなた

のほうで昭和四十二年までスクラップ計画がきまつておるわけですから、昭和四十二年から残るのは、やはり維持群、増強群で残るわけですから、いまのうちに計画を立てれば計画が立つわけです。大体炭鉱が明治から大正にか

けてやめる場合には、いろいろ資料を持つておられますから、終山をした時点においてはトントンであると言われておった。そう考えられておつて操業ができた。いろいろな資料を売って、その他いろいろ整理をすれば、黒字も赤字も出ないで、トントンで整理ができる。ところが、今日どうです。今日現在、合理化事業団が整理交付金を出しておられますけれども、整理交付金は鉱害が三倍以上ある炭鉱には出さない。しかも、これがほとんどです。いま大手といわれる炭鉱は、整理交付金をもらうような現状になってないですよ。ほとんどみな差し押えられておるのですよ。いまから鉱害の多い炭鉱がほとんど整理されるが、おそらくそういう状態でしょう。

〔委員長退席、始末委員長代理着席〕
ですから、私はそういう点を考える、これは第一次責任を政府が持つてやらないと、とうていできないんじゃないか。これについてどういうようにお考えであるか、お聞かせ願ひたい。

○中野政府委員 私が先ほど申し上げた趣旨は、もちろん鉱害にも関連しての考え方でございませうが、やはり鉱害については、第一次的には、被害を及ぼした鉱業権者がこれを復旧する、あるいは賠償するということがたまたまになつておるわけでありませう。ただ、こういうふうな非常に急激にスクラップ・アンド・ビルドをやつていかなければ石炭産業はやつていけないという結論を有沢調査団が出されて、その関係で鉱害の処理の問題というものは、今後非常にむずかしい大きな困難な問題になつてきつたという認識につ

いては、私も同感でございませう。ただそれだからといって、第一次的に国がこれをあと始末をするべきであるというふうに、にわかにかつていふ方がかかるといふふうに考へておられます。ただ個々の賠償処理の問題につきましても、なお地元方面からのいろいろな要望もあつて、われわれとしても、いま調査を續けておる段階でございまして、今回も、まあ先生方から言われれば非常な徹底的な改正であるといふふうにおっしゃるかもしれませんが、われわれとしては、政府部内で十分いろいろ検討した結果、補助金も増額するし、また所要の法律改正もお願ひしておるわけでありませう。ただ、今度の改正でも十分であるといふふうには私も言い切れるつもりはございませう。なおそういう問題についてはもう少し調査を進めまして、改善の策は講じていきたい。ただ、第一次的に国が全部を始末すべきであるというふうな考え方には、われわれとしては立つておられないというところは申し上げておきたいと思ひます。

○多賀谷委員 被害者との関連における第一次責任は国が持たれたらどうですかと言つておるのです。そして、ほとんどの炭鉱が、御存じのように、経理規制法の対象になるわけです。一つ一つ審査をして、鉱害復旧費の一定額を納付金として出さなければいけません。その計画書に沿つて復旧をすればいいわけです。いわば労災方式をやればいいのです。災害を受けた者は、労働基準監督署の窓口に行つて、大炭鉱であろうと中小炭鉱であろうと、その賠償を受ける。そしてその納付金は、メ

リットによつて当然その鉱業権者から納付させる。それに一定の補助金を出す。こういうふうにしてやらないと、計画は進まないのではないかと、こういうのです。現実にはこまできておるのですよ。とにかく、井手さんも質問しておりましたが、良心的な炭鉱はあるはずとやつて、何年間か鉱害の復旧をするでしよう。しかし、炭鉱がなくなつたあとに関係者が一人、二人いたのでは、とうてい交渉の相手にならないのですよ。ですから、その関係者は行きどころがないから、結局役所に行く。役所を通じてやる。ですから、私はむしろ役所が前面に出たほうがいいと思ふのですよ。そして復旧計画をつくつて、それにのせていくわけなんです。いまのように当事者折衝を待つておつたのでは、非常な不均衡ができる。ですから、形式的な一次責任は公的機関が持たれたらいいじゃないか、こう言つておるわけです。国が全面的に賠償の義務を持つてということをおつておるわけではないのです。そういう制度にして抜本的にやらないと、現在の制度の中で局長、課長が非常に骨を折つて、前進した面もあるのですが、私はこれでは残念ながら復旧計画が軌道に乗らないのではないかと、かように考へる。なぜかといひますと、炭鉱がつぶれたら、被害者というものは、いままで炭鉱が継続しておつたときの心理状態とは違ひますよ。ですから大手炭鉱、財閥炭鉱といへども、被害者から取り巻かれて閉山式ができない。六十数年の歴史が閉じようとするときに、閉山式ができないというおぼろげなことが起こるのですよ。これは制度的に解

決してやらなければならぬ。炭鉱が継続されておる場合には、まだ炭鉱があるのだからそのうちに直してくれるだろうという期待感がある。ところが炭鉱が閉山になったという場合には、期待してももうじつとしておれない。ほんとに直してくれるかどうかはつきりしないでしょう。だから結局そこに殺到する、こういうような状態になるのです。民生安定からいっても制度的に直してやる必要がある、かように思うのですが、どうですか。

○中野政府委員 いま多賀谷先生のおっしゃいました最近の実例というか情勢というものは、私もそういう意味において非常に憂慮しておるわけでありす。制度的に、まず国が前面に立って処理をする、もちろんこれは鉱業権者に適当な納付金なりを負担させるということになります、そういう形をとるのがいいかどうか、これは非常にいろいろ問題もあると思います。さらに、経理規制法の施行その他と関連させて、現在の復旧事業というようにものをもう少し計画的にスムーズにいくようにやるべきである、その限度において行政指導も強化すべきであるという意味合いでありますれば、私はそういうつもりで今後やっていきたいと思ひます。制度的にこれを変えたいというようにすることについては、なおよく研究をいたしてみたいと思ひます。私はいまは、すぐそういうことに踏み切るといふお答えはしかねるわけでありす。

○多賀谷委員 私は有沢答申は、やはりそこまで鉱害の問題は踏み切つて答申をされるのではないかという期待をしておつた。需要とか生産にえらい力

が入つて、終わりごろは疲れたのか、率直に言つて文章も非常に難になつてゐるというのが、われわれの率直な感じだ。これはわれわれにも責任があるでしよう。基本問題ばかりやつて、あとの方は文章でさつと簡単に片づけられたという感なきにしもあらずです。しかし、いまからの問題は、やはり産炭地の振興と同時に、鉱害問題というものを重要視して扱わなければならぬ、こういうふうに思うわけですが、それは、被害者の立場になつてごらん下さい。炭鉱があつたときでも十分直してくれないのに、炭鉱がなくなつて関係者もわずかしいくないという、しかも簡単に少額ではなく膨大な金額ですから、その不安というものは非常に大きな問題になる。それでなくても、筑豊炭田には生活保護者、失対労働者、生活に困つてゐる人、最近の中小企業者の売り掛け代金もそのとおりですが、ほとんどが貧困者ですよ。そういう中で、しかも鉱害の問題が起つてゐる。ですから、この不安を一掃してやるのが政治じゃないか。局長、あなたが踏み切らないと、ほかの人は踏み切りませんよ。大蔵省なんか、とても簡単には乗れっこないのだ。ですから、やっぱりあなたのほうで推進しないといけないと思ひます。局長は一体どういふふうにお考えであるか、これをお聞かせ願ひたい。

○中野政府委員 いま先生が御指摘になりましたとおりであります。今後の石炭対策の重点というものは、産炭地振興、鉱害対策、この二つにしばられたいと極端であります。需要確保等もありますが、そういう点が非常に大事な問題になつてくるというふう

に考えまして、産炭地振興等につきましても、近く産炭地域振興審議会をこの三十日に開くことにいたしておりますが、大いに委員の皆さま方の御意見を拝聴して、通産省としても、あるいは政府全体としても、強力にこれを進めようという段取りにしておるわけでありす。鉱害対策につきましても、今度臨鉱法の改正だけでなく、業者も苦しい中からは思ひますが、やはり適正な鉱害の担保積立を金制度というふうなものをつくつて、またこれには政府も出資をするというふうな形で円滑な鉱害の処理を考えていきたいということ、いろいろな法律なり予算をつくつておるわけでありす。制度的に、今度は第一次的に国が責任を持つて鉱害処理をするというふうなたてまえに変えるということについて、私はいまそういうことは考えていないわけでありす。しかしこれは、いま大臣もお見えになりましたが、私が踏み切らないと事が始まらないのじゃないかといふお話もごもっともでございすが、それだけに私は責任を重大に感じておるわけでありす。このところでは、今後さらに十分研究をするというお答えにしておきたいと思ひます。

○多賀谷委員 その積み立て金制度けつこうですが、一体積み立てる炭鉱はどういう炭鉱か、むしろお聞きしたいくらいです。今後残る炭鉱というのは、比較的鉱害の少ない炭鉱ばかり残つていくのです。鉱害をしょつた炭鉱はスクラップ炭鉱ですよ。局長、課長は最近なられたのですから、局長、課長には責任はないけれども、

こういう制度は十年ほど前なら非常に効果があつて、非常にいい制度だとわれわれも称賛したわけですが、いまから、とても資金も払えないような炭鉱から積み立て金を取る——積み立て金はけつこうです、反対はしません、けつこうですが、もうその炭鉱はそういう状態にない。それから、積み立て金を出せるような炭鉱はみんなピルドで、鉱害がないのです。鉱害のないようなところが残つてゐるのです。それで、三池炭鉱は若干ありますけれども、しかし今後みな海に延びます、日鉄有明も海ですから比較的鉱害が起らない。それから北海道ころばかりがピルドです。積み立て金を出すようなところはもうスクラップの対象になつてゐるのですから、これは非常におそ過ぎたという感じを受けます。しかし、これはないよりいいですから賛成しますけれども、どうも政治が非常におくれてゐるという感じがする。ですから私は、もう少し思い切つてこの際そういう制度をお考えになつたらどうですか、こう言つてゐるわけです。

そこで大臣が見えましたが、基本的な問題を質問したので、先ほどから局長と質疑をかわしておつたわけですが、今度若干前進を見られる鉱害の関連法案の一部改正をしていただいたわけですが、ところが、この段階は私はいくぶん前進の段階ではないかと思ひます。これはしりぬぐいをやつておつたのではしりぬぐいのじゃないかという感じがいたします。大臣も寒い中を筑豊炭田を見ていただいて、十分おわかりになつたと思ひます。しかも

臨鉱法のときは委員としてタッチされたのですからよくおわかりであらうと思ひますが、臨鉱法ができましたときは、御存じのように、炭鉱は盛んに操業しておりましたから、戦中おくれした鉱害の復旧とか、あるいは今後の問題について、この法律によつて早く復旧したいということにおいて、関係者も安心をしたわけですが、御存じのように、その後炭鉱界は非常に行き詰まつた状態になつたし、さらに、かつて加えて、加速度的に鉱害は進捗するわけですが、それで、最初の一層二層を掘つておつたときには、鉱害は表面にほとんどあらわれなわけですが、ところが三層から四層になり、だんだん掘るに従つて、深部に行くに従つて加速度的に出てくるわけですが、従来の鉱害が累積的に出てくるわけですが、ですから、いままでの復旧の責任もありませんけれども、いま一トン掘ることによつて起る鉱害というのは、従来よりもはげしい、こう見なければならぬ。それは石炭だけの鉱害でなくて、その上層部にある鉱害を全部引き受けておる、こういうことがいえるわけですが、ですから、この段階にすれば、私は従来の制度から一歩前進をした考え方をとらざるを得ないのではないかと、こういうふうにいま話しておつたわけですが、それで形式的な一次の賠償責任は政府が持つたことになつたらどうか、例の労働災害補償などは、各炭鉱から、あるいは経営者から納付金をメリットによつて取りまして、プールをして、現在遺族であるとか、あるいは災害を受けた者に補償しておるわけですが、そういういた考え方をとられたらどうかと思ひます。現在の労災には政府の補

助金はありませぬけれども、それに一定ワクの政府の補助金を出していただいて、経営者からメリットによって納付金を取って、そうして窓口を一本にして鉱害の復旧を計画的におやりになる必要があるのではないか、こういうように考えるのです。そういったしますと、無資力の問題も、あるいは鉱区のおふくそうによる加害者が不明な問題も、責任転嫁の問題も起こらないわけです。そういう方法をおとりになる時期にきておるのではないかと。幸いにして石炭関係の法案がかなり整備され、あるいは経理規制法という法律も国会に上程されておる。経理内容もはつきりしてきておる。そうしてスクラップする炭鉱はスクラップする炭鉱、ビルドする炭鉱はビルドする炭鉱、維持の炭鉱は維持の炭鉱として、おの政府の生産計画に載ってきておるわけですから、こういう時期にあわせて鉱害復旧十年計画というようなものをつくって、早く軌道に乗せていく必要があるのではないかと、こういうように考えるわけですが、御所見を承りたい。

○福田国務大臣 お説のように、鉱害は前に掘ったものも合わせて出てくるという性格のものであります。したがって、理論的に言くと、現在やっていると、人が全部の責任を負うのはおかしいという御議論は、一応筋が通っておりますが、それはそれでありますが、しかし国に災害があったような場合、あるいは台風とか地震とかいうようなことがあった場合も、国が全部の責任を持つてやっていると、建前はない。それは全然ないとは言いませんが、非常に例外的に、激甚災害

というようなものはほとんどつとていうような形にしておる。そういうようなものにとらめ合わせてこの問題も検討するということとはわかるわけでありますが、いまのように国と地方公共団体、それから鉱区の権利を持つておられる人、この三者の形でやっていると、いう建前を急にくずして、そして国がほとんど全部もつてやるような考え方にいくということになると、国の予算との関係その他も、いろいろ私は出てくるだろうと思うのです。私は主管の大臣としては、あなたのお考えは一応うなずけるということはおし上げられますが、しからばこれを今後どういうふうにしてやっていくかということとは、一つそういう意味で研究をさしてもらいたいと思います。

それから十年計画をつくれとおっしゃるのですが、鉱害はあなたの方が専門家だけれども、私も前から関係して少しはわかってはいるつもりですが、一定のところまで落ちつかないで復旧工事ができないというものであります。ですから鉱害がいまの段階でその地面が陥落しておつても、それがもうとまったかどうかというようなことで、あるいは十年とかなんとかという一定の年限になっておればそれで安定するのだということになっておるわけですが、それから着手するということになると、鉱害額がいまだにどれくらいあるかという場合においても、その絶対値と、直ちに復旧ができる、たとえば五年なり十年なりの間でも復旧ができる鉱害量とは差が出てくるのじゃないか、そういうこともよくにらみ合わせながら、計画的に、しかも迅速にやった方がいいという考えには私は賛成でござ

います。そういう意味で一つ問題を考えていってみたい、こう思つておるのであります。

○多賀谷委員 先日田代主計官も、安定する時期というふうな話をしておりましたが、これは炭鉱が操業しているときの話です。炭鉱が閉山になれば、すぐ安定します。これは安定は早いのです。そして安定しないところはあと回しにしても、まだ安定している方がずつと残っているのですから、その心配は要ないわけですね。どんどんできるわけですね。そうして炭鉱が閉山すれば水がたまるのですから、安定は早いです。ですから、操業している場合には確かにそういう議論が成り立つけれども、炭鉱がやまつて、いわばある地域全体的にやまつた場合には、それなにか安定するかなんという心配は要らない。それはいまから幾らあなたの方が急がれても、もう全部安定したときでもまだ事業量が残つておる、こういうことですから、その御心配は要らない、こういうふうに思っています。これはやはり山が操業されているときの話ですから、今度は計画は、これだけスクラップされれば早く立つし、そして実効ある計画が、資金の面を除けば十分立ち得るのじゃないか、こういうように考えられるわけですね。

そこで私は、国がもつていまして、これはおのずから限度があるわけですから、やはり御存じのように、いまの労災法——すなわち労災法と申しますのは、基本法は基準法です。そうして、それは保険になつてはいるわけですね。あれでけっこうなんです。鉱業権者が法律上の責任は持つけれども、いわゆる保険料をとられて、そうして

政府がいれば保険をする労災保険というものをつくつておる。ああいうような鉱害保険をつくつて、そうして窓口はその保険に携わる官庁がやる。ですから納付金を全然納めぬ場合には、それは無資力に落とすか、あるいは請求して鉱業権者から出さすか、こういう問題は残るでしょう。それから一定額の補助金は必要でしょう。そういったしますと、私が言うのは、農地であるからこれだけ、家屋であるからこれだけ、あるいは水道の場合は補助金が少ないなどということが起こらない。比較的プールとしてできるではないか、さういふ制度をとれば計画もできるし、前進もある。そうして、いまの被害者の不安を一掃することができ

る。このときで踏み切らないと、残念ながらその時期が必ず来る。その時期が来たときは、もう何か事件が起こつて、やはり踏み切らざるを得ない、こういうことになる。日本の政治というのは、実に残念だと思ふのですが、吉展ちゃんや善枝ちゃん殺しの問題が起こつて、やつと警察を強化する、学校をつくるなんて——どうしてあつたか、これが昔から言われておるのに、事件が起こらなければできないか。これは石炭関係にもあるわけですね。御存じのように災害のときに、鉱山保安局の監督員が入つていく。その手当てというものは実に微々たるもので、まるっきりなと同じです。それからその待遇が非常に悪い。そこで大辻の事件、上清事件、豊州炭鉱の事件なんが起こつたか、待遇の悪いということが初めて浮かび上がった、そして待遇改善になつた。何か事件が起こらないと政策が進

まないというところは、私は近代国家として非常に恥づかしいことじゃないかと思う。われわれ関係議員としては、なお一そう責任を感じるわけですね。大臣、これは必ず暴動といえれば大げさですけれども、そういう要素を含みます。先ほども石炭局長に話をしたのですけれども、ある中央の非常に大きな財閥会社の炭鉱が閉山をするときに、二千名からの人に取り巻かれて、閉山式がスムーズにいかなくなったので、炭害の責任の問題で、その地域に六十年もその炭鉱が経営しておつて、その歴史を閉じ、社長が東京からやってくる、そうして閉山式をしようといふときに、その商店街の人々を中心にして全部が押しかけたという事件があるのです。ですから、私はこの問題は単にその炭鉱だけの問題ではなくて、これは今後起こり得ることが十分予想される問題だと思ふのです。ですから、さういふ事態になつて制度を変えなうんていうことも、先ほど申しましたような、ある事件が起こらなければ前進をしないということと同じじゃないか、こういうふうに考えるわけですが、一つ大臣の決意を伺いたい。

そこで、先ほど話したわけですが、ことに筑豊炭田というのは日本資本主義発展の原動力になつて、そうして益金はみんな吸い上げられて、他の会社は投資されて、あるいは化学会社になり、あるいは重工業の会社になり、あるいはセメントの会社になつておるわけですね。ですから、昔の財閥があつたならば、その財閥に請求してもいいわけですね。そういふわけにいかないでしょうか、これはやはりさういふ面から考える必要が

あるんじゃないか。なぜそういうことを言うかといいますが、先ほど災害の話が出ましたけれども、たとえば家屋自体の復旧をしてくれといえ、災害の場合には私有財産はしないのだからという理論で前進をしない。だから、どうしても制度を変えてものを考える必要があるんじゃないか、こういうふうに思うわけですが、ひとつもう一度決意をお伺いしたい。

○福田国務大臣 鉱害復旧をできるだけやるといふことは、私は仰せのとおり賛成をいたしておるのであります。そのやり方の問題については、先ほど申し上げましたとおり、あなたのおっしゃる意味のうちで、特に現在の鉱業権者あるいは租鉱権者が全部の責任を負わされるような形はいささかおかしいではないかというお話は、理論的に私はうなずける面があります。それを基礎として研究させていただきたいと思ひます。ただあなたにこんなことを申し上げるのはどうかと思うのですけれども、日本だけが何かものごとが起きてから対策を立てるというお話だったのですが、これは必ずしもそうではないように思います。世界各国共通の例でございます。特に日本の場合におきましては、金が足りないもので、やむを得ないことがたくさんあつて、やむを得ないというところで、はたでも反対しないのだけれども、さてその金は国民の皆さんから税金で出してもらおう。また出すほうはなるべく少ないほうがいいとおっしゃるものですが、それとのかね合いがございまして、なかなか思うようにいかない面もあるわけでございます。これだけではございせん。しかし、やらなければならぬもののうちでも、鉱害などは重要な問題の一つであるという意味においては、あなたの御所見に賛意を表したいと存する次第であります。

○多賀谷委員 これはきょう即答できる問題じゃないけれども、ひとつ制度的に研究をしてみたいといふ私は思ふ。ことに通産大臣は初めから、鉱害については縁のない地域ですけれども、非常に勉強していただいたわけですから、もう少し画期的な法律にして、いまの炭鉱地帯の住民の不安を少しでもなくしてやりたい。これは住民としては一番ささやかな、最小限の要求だと思ふのです。ですから、こんなささやかな要求が満たしてやれないということは、やはり政治にどこか欠陥があると考へなければならぬわけですから、ひとつ御尽力をお願いしたい、かように思うわけですが。

そこで法律について具体的に伺ひたいのですが、今度ですと積み立て金の基金制度について、一体今後の資金計画はどういうようになっておるか、これをお聞かせ願ひたい。数字のことですから、あとからプリントにしたいので、それに基づいて聞いてもよろしいのですが、どちらでもけっこうです。

○矢野説明員 基金の資金計画でございますが、不十分な点はあとから資料で説明をいたしますけれども、大体の考え方は、今年度の政府出資が三億、それから今年は大体年間の積み立て額を五億と予定いたしました。昭和四十七年度までにこれが大体五十五億近い金になります。この問題は有沢調査団に取り上げられましたので、各社ヒアリング

をいたしました。閉山あるいは存続山を通じての将来発生鉱害というのを算定いたしました。この算定をベースにいたしました。これが大体十一年間で百一億という数字でございまして、年間当たり十億と分けたわけでございます。ここからはもちろん想定でございます。そのうちから担保に引き取るべきものをまた半分、こうい

たしまして、これはあくまでも事業量ではございせん。鉱業権者負担分という形で設定をいたしております。そういう形で大体年間五億を積み立てる。そうしてさらに当初年度におきましては、供託金、これは従来の鉱業法によりましてトン当たり徴収をされまして取りくずし残が法務局に供託されておりました。現在見ておるわけでありすが、この残が大体五億でありまして、したがって、この五億を入

まして今年度といたしましては、これは七月発足になりますと五億が少し減りますが、大体今年度として年間十三億程度の原資ができるだろう。このいわゆる供託金なり積み立て金の取り戻し、これを従来の実績で五年に均等取り戻すとかそういう想定をいたしました。いろいろ計算いたしますと、本年度に運営できます財源が大体十億ぐらいあるだろう、こういう見方をしているわけでありすが、しかしながら、いま申し上げました鉱害の融資額といたしまして、この政府出資三億以外にもやはりいづれ財政投融資の計画その他を期待しなければならぬと考へておりますが、これは十億という原資もござ

いますので財投のあれはございせんが、一応将来にそういう問題を期待いたしました。基金につきましては、い

わゆる借り入れ金、それから債券発行規定を置きまして、今後財政投融資も受け得る体制をとったわけでありすが、したがって、そういう点から財投あたりもやはり五十億程度、これはまあ見通しでございますが、年度のいろいろな整理をいたしまして、今後、来年度あるいは再来年というように、五十億近い財投を期待すれば、何とかいま申し上げましたような融資の形で、鉱業権者が納付金を調達できないという点をカバーできるだろう、こういう見方をしているわけでありすが、概略以上のごとく御説明を申し上げます。概略以上のごとく御説明を申し上げます。現在想定しております資金計画はまだ動く点はあるわけでありすが、あとでまた御説明申し上げたいと思ひます。

○多賀谷委員 局長にお尋ねいたしますが、石炭合理化臨時措置法の中に保証というのがある。合理化事業団が保証するが、その保証は退職金と鉱害だ、こう言われたのですが、鉱害に幾ら出たのですか。

○中野政府委員 いま多賀谷先生の御っしゃいました合理化事業団の保証の制度がございまして、これは退職金と鉱害ということになっております。退職金のほうは、これもなかなか動か

なかつたのですが、ずいぶんわれわれが努力をして、銀行も説得して、業者のほうにも協力しまして、最近はいよいよ動くようになってまいりました。非常に石炭業界も喜んでおります。鉱害のほうは、どうも銀行がなかなかそういうものに金を貸さぬというのが実情でありまして、これはいろいろやってみておるわけですが、現在動いていない。

したがって、その保証制度はありますが、動いていないというのが実情でございます。

○多賀谷委員 私は、鉱害はあまりダシに使うてはいかぬと思う。どうもこれはダシのようですね。というのは当時、六十億融資をします、そのうち四十五億は退職金、十五億は鉱害ですという説明をされておるのです。これははっきり政府がされておる。ところがその十五億は、一銭も借りられていないんじゃないかということがあります。これは経営者が借りないのです。か、だれが借りないのですか。大蔵省がうんと言わないのですか。ただ法律をつくったときの答弁だけですか。

○中野政府委員 私が着任してからそういう話は聞いていないので、その前の話だろうと思うのですが、私が聞いていたのは、退職金のほうのあれは最初十五億ついて最後は百億になりました。これは融資のほうですね。保証のほうについては、ちょっといま私記憶がございせんので、そういう答弁をいままでしておらないように思うのですが、まあダシに使っているというやうなことは無いと思うのですけれども、実際問題として先ほど申し上げたように退職金の場合の保証がなかなか動かない、最近になってようやく動き出したのですから、よく研究いたします。

○多賀谷委員 それで六十億のうち四十五億を退職金、十五億をその鉱害の資金の保証をするんだということで法律の改正がなつた。これが全体として、鉱害だけではなくて退職金もあまり動かないというので、今度整備資金としてストレートで貸す制度ができ

た、こういう法律の経緯になつてい

るわけですが、現在動いていない。

第一類第四号 石炭系策特別委員

卷一百一十五

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 1001-1005.

11

ておるから、供託金自体が微々たる額ですから問題になりませんけれども、しかし鉾金がそれ以上あることがわかつていにかかわらず、供託金を返済をするなどということはおかしいのです。ですから私はその鉾金全体の鉾金を対象にしなければいかぬと思うのです。鉾金全体の鉾金が復旧を完了しない以上は、返すわけにいかない。それは、その限度において貸し付けたりされることはけっこうです。それを担保にして貸付されることはけっこうですが、ものの考え方として、積立金そのものを返すということは、時効が消滅するという状態になって返すのがほんとうでしょう。しかしそこまですでにいかなくても、大体完了した時期に返すべきであって、部分的にものを考えるべきではないと思うのです。

○矢野説明員 私どもとしては、今度の場合、積立金が相当に高くなるわけでございます。したがってできるだけその点は、鉾業者の資金繰りという点もございまして、賠償を終わらしたら、というのには、おっしゃるとおり鉾区全体の賠償ということになります。鉾区によって非常に広いというふうな場合もございまして、そういうところの賠償全部ということになると、巨額の資金の凍結にもなりますので、そこはやはり、もちろん個別物件というほどにはならない、やはり何とていっても団地的にはなりますが、その辺が終われば完了と見る。それからなお、予想鉾害量については、これから掘るベースにつきまして毎年全部のもの、たとえば五年目になった場合でも、最初からの鉾害量から、現に処理

された鉾害量を差し引くというふうな形になりますので、結果的には取りくずしませんが、なおさらに鉾害が残っているものが多いということになる、もとに帰って初年度から計算し直して積み立てをいたしますから、相当その辺、若干の時期のずれはありますけれども、積立金というものがまた起こってまいります。従来のように年に区切って、一年あたりで調整したというベースから、その辺が非常に厳格というか、精密にする、こういう頭でございまして、そこは極力ある程度の団地的な復旧が終わればこれを返すというふうな考えられるわけであり

○多賀谷委員 これは法律のためには鉾区または鉾区全体にかかる損害の賠償を対象にしておるでしょう。そのあなたのほうの扱い方が、取り戻しの扱い方として、団地的に考えておるのじゃないですか。

○矢野説明員 ただいまの現行法という意味は、鉾業者の賠償はいろいろございまして、いわゆるいまの場合、鉾区に関する損害の賠償を完了したときという表現であると思えます。したがって実は解釈としましては、一鉾区全部のあれがなければできないという解釈も、これは非常にすなわちなるわけでありまして、しかしこれは私も責任をしましてからずと、慣習といいたすか慣例として動いておりますのは、その点は、鉾区に関する賠償というものは全部の賠償でなくて、一部の賠償というふうなことも読み得るということ、相当前からいまのような制度で動く、こういうふうに聞いております。

に僅少ですから、あまり供託そのものの制度について、制度としてはりっぱだけれども、金額が少ないから、初めからどうもそれを高く評価しなかったわけですが、いよいよ積立金制度というところになると、取り戻しの条項は供託と同じだということですから、これはあらためて議論してみたいと思うのですが、この鉾業者の百十九条の取り戻しというのは、「取り戻すことができる」ということです。「省令で定める手続に従い、通商産業局長の承認を受けて、供託した金銭を取り戻すことができる。」省令の手続で定めるといふことになっておりますけれども、しかしその条文は「当該鉾区又は鉾区に属する損害を賠償したとき」と、これは、条文から見ると全体的で、すなわち、それから二は、鉾業者の消滅又は鉾業者の消滅若しくは鉾区全体の減少による鉾業者の消滅の後十年を経過して、損害を生じないとき」というふうなわけば時効消滅の問題を含んで、十年という期限を切っているわけですね。ですからこれからいえば、当然全体的な損害の賠償が完了しないと、大体取り戻しができないという状態になってくる。炭鉱の資金繰りもわかりますけれども、積立金というものが団地ごとに取り戻されていくということになります。意味がない。炭鉱が全部閉山したとき、あ金がなかったということになる。ですから、あるだろうあるだろうと被害者のほうも考えて、積立金があるのではないかと考えておったところが、最終的に閉山したところが、その団地々々で積立金が払われておつて、あまり残りがなかったということになる。そうすると、せっかく制度を

つくっても意味がないのではないかと、いう気持ちになる。現実としてどうですか。最近の炭鉱がやめたあとの鉾害といふものは、ものすごいものでしょう。日鉄二瀬だけでも十数億あるという。そういう鉾害を持っていますから、最終的に処理ができるまでは積立金を持っていくべきだと私は思う。そこで貸し付け制度というものが幸いにしてあるのだから、その貸し付け制度を運用して、資金繰りをおやりになつたらどうか、こういうふうにお考えのわけですか。一体どういうふうにお考えですか。これは局長から答弁を得たいと思います。

○中野政府委員 今度の積み立て金制度は、従来の供託金制度に比べて、いま先生の御指摘になつたように、数等の進歩を示しておるというように私も考えております。また相当今度は、従来の供託金よりも多額の積立金を徴収しなければならぬ、それだけやはりその金は業者が今度基金に預けておるといふような形になるわけでありまして、これはある程度利子もまたつけてやらなければならぬ。したがって、鉾害賠償の担保のための積立金を預けておるといふ形をとっておるのですから、これはやはり解釈の問題でございまして、運用の問題になるかと思えます。相当程度の鉾害賠償を済ましたというときには、それは取り戻してやろう。また一方必要なものは鉾害発生から、鉾害量を算定して積立金を取るわけですから、戻したり取ったりするわけではなく、それは、そういうふうにはやらないとかなかなか、一度取り上げたものは、その山の全部の鉾害が終わるまでは一文も返してやらないのだというふうな

制度をつくつたら、動かないと思えます。したがって、そこは運用の問題、解釈の問題がございまして、ある程度やはり実情に合ったようなやり方でやらなければいかぬじゃないか。そうではなくて、貸し付けで見てやればいいじゃないかといつても、それは金の性質がやはり違うわけでございますから、貸し付けのほうは貸し付けのほうで適正な運用をやつていく。取り戻しのほうの規定は、これはルーズにやるわけじゃございまして、相当厳格にやらなければいかぬと思ひますが、制度的にはやはりそういうふうな運用にいたしたいというふうな考えでおります。

○多賀谷委員 それがどういうわけか動かないのかわかりません。経営者の方が協力しないというのかわからないけれども、ものの考え方としては、当該鉾区の鉾害が一応消滅する、あるいは完了するということではないと、そのつど払ってやるのだ、取り戻すことができるのだという制度では、積み立て金制度としての価値がなくなるのじゃないか。そして現実には終山をしたときには、私が申しますように、鉾害が大体片づいたという状態ならいいのです、それなら私は言いません。現実にはそうでないでしょう。終山のときでも、ものすくすく鉾害が起つておるわけでしょう。その炭鉱の鉾金の十年分ぐらい以上の鉾害がどこでも起つておるわけですから、それを一々返しておつたのでは、とうていほんとは思ふのです。それは積み立て金ではないです。貸し付け金の制度はいいですよ。それなら積み立て金の価値がないじゃないですか。

す。途中にこれを用いて金を返して
いくということを考えたわけではな
い。しかしやっておる過程で、金額が
少ない、インフレになるというので更

法として返したのです。それは私は実情としてはわかる。しかし制度としては、運営が歪曲されておる。だからあなたの方が供託金をそのまま実行するというなら、供託金の方は法律どおりやってもいい。それから供託金の方は一時停止をして積み立て金に切りかえるというなら、一体終山時における補償はどうするか、これを明確にしてもらいたい。

○矢野説明員 これは五億積み立てております供託から基金のほうに移しますが、この分については従来の規定がずっと適用されることになります。それは現行の鉱業法の規定によって、その返還なり何なりをするわけです。それから積み立て金につきましても、もちろんある鉱害賠償が、いま御説明したように終われば、その部分について返すというわけですが、賠償請求権を全部はすとは考えておりません。

○多賀谷委員 それはおっしゃるとおりですね。しかし請求権があるのに金がないというなら、供託の意味がないじゃないかと言っているんです。供託のほうは現行法どおり実施するわけですから、私は現行法の法文どおり実施してもらいたいと思うのです。現在あなたの方でやっている取り扱いは方法では困ると思うのです。それは便法的な状態では困る。それは終山時が非常に近いからということでしょうね。それで、終山時における不安が非常に増大しておる。ですから、終山になってみたら一銭もなかったというなら、供託金とか積み立て金はどうなっているかという問題が起こりますよ。その場合に、逐次返してやったということが通りますか。とにかく立法者が考えるよ

うに運営してもらわなければ、先ほどの保証ではないのですが、十五億鉱害に保証を出すというって、一銭も出してない。大体運用が正確に扱われてないと思うんですよ。被害者はあまりこういうことを知りませんからね。国会でのわれわれの立法どおりやってもわなければ困る。きょうは答弁を保留してもらって、考えてもらってもいいですよ。

○中野政府委員 この積み立て金のあれでなくて、従来からある供託金の制度的な運用の問題でございますから、従来、先ほど来鉱害課長が説明したようなやり方で運用しておったようございまして、先生の御要望どおりにするということになると相当のこれは変革になりますので、私として十分研究、検討をさせていただきたいと思っております。

○多賀谷委員 私は、法制局も来週呼んでみたいと思うんですよ。それは法制上、一体法制局はそういうように解釈できるか。供託というのは法律の権利義務ですから、最も大きい問題ですよ。そして裁判であなたの方が提訴されたら、取り戻しの問題は、あるいはあなたの方が負けるかもしれない。一体そういう運用をしていいか。行政訴訟でもやったらたいへんな問題ですよ。供託制度なんという国の司法制度の根本に関する問題を、かってにそのたびに返している。そうしてこれは当該掘った炭鉱の担保の供託ではないんですよ、全体的な問題ですよ、トン当たり幾らと取るのですから。ですからこれは、私は次には法制局に来ていただいて、一体法制上そういうものが許されるかどうか、これもお聞きしたい。

その他、法案の質問がありますけれども、きょうはこの程度で終わりたいと思います。

○始関委員長代理 次会は来たる二十一日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十七分散会